

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(事業から生ずる所得に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出等)

第三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下「租税条約等実施特例省令」という。)第四条第一項、第九項、第十二項、第十三項及び第十六項、第六条第一項、第二項及び第五項並びに第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第七条第一項の規定の適用がある同項に規定する事業から生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省 略	省 略	省 略	第四條第十二項
外国法人は	租税条約の規定において	外国法人(外国居住者等所得相互免除法第七条第三項に規定する外国法人をいう。以下同じ。)は	外国法人(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)
当該外国に係る外国居住者等	その法令に基づき	当該外国に係る外国居住者等	

改 正 前

(事業から生ずる所得に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出等)

第三条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下「租税条約等実施特例省令」という。)第四条第一項、第八項、第十一項、第十二項及び第十五項、第六条第一項、第二項及び第五項並びに第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第七条第一項の規定の適用がある同項に規定する事業から生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同 上	同 上	同 上	第四條第十一項
同 上	租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等	同 上	
同 上	当該外国法人に係る外国	同 上	

第四條第十二 項第一号	当該租稅条約の効 力發生の日	所在地及びその事 業が管理され、か つ、支配されてい る場所の所在地	、その事業が管理 され、かつ、支配 されている場所の 所在地及び	租稅条約の相手国 等	租稅条約の規定に おいて	のうち当該租稅条 約	当該租稅条約の規 定に基づき免除	外国居住者等所得相互免除法第七 条第三項の規定の適用
							適用開始日	所在地
第四條第十二 項第四号	当該租稅条約の規 定に基づき所得稅 の免除						外国居住者等所得相互免除法第七 条第三項の規定の適用	
第四條第十二 項第十号	同号の租稅条約						外国居住者等所得相互免除法第七 条第三項	

第四條第十一 項第一号	同上	同上	同上	租稅条約の相手国 等	のうち当該租稅条 約	ものときされる部分	当該租稅条約の規 定に基づき免除	部分
							同上	同上
第四條第十一 項第三号				外国	のうち外国居住者等所得相互免除 法第七條第三項			
第四條第十一 項第四号	同上						外国居住者等所得相互免除法第七 条第三項の規定の適用	
第四條第十一 項第十号	同上						外国居住者等所得相互免除法第七 条第三項	

省 略	第四条第十二項第十一号	相手国等の権限ある当局	省 略	外国の租税に関する権限のある機関
-----	-------------	-------------	-----	------------------

2 租税条約等実施特例省令第九条の十の規定は、法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第九条の十第一項中「租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第三項の規定の適用」と、「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項（同項の規定にあつては、同条第十二項の規定により届出書を提出すべき場合を除く。）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十二項及び第十三項前段」と、同条第三項中「第四条第十二項第十一号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十二項第十一号」と読み替えるものとする。

（配当等に対する所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出等）

第六条 租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホ及びヘを除く。）から第六項まで及び第十項（第三号を除く。）から第十九項までの規定は、法第十五条第一項又は第二項の規定の適用がある外国居住者等対象配当等（対象配当等（同条第一項に規定する対象配当等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち、外国居住者等に係る外国（法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホ及びヘを除く。）から第三項まで、第五項及び第十項中「相手国居住者等配当等」とあるのは「外国居住者等対象配当等」と、同項（第三号を除く。）並びに同条第十三項（第一号を除く。）から第十五項まで、第十七項（第二号を除く。）及び第十八項中「相手国居住者等上場株式等配当等」とあるの

同 上	第四条第十一項第十一号	同 上	同 上	同 上
-----	-------------	-----	-----	-----

2 租税条約等実施特例省令第九条の十の規定は、法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第九条の十第一項中「租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第三項の規定の適用」と、「第四条第十一項、第十二項前段及び第十四項（同項の規定にあつては、同条第十一項の規定により届出書を提出すべき場合を除く。）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十一項及び第十二項前段」と、同条第三項中「第四条第十一項第十一号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第三条第一項において準用する第四条第十一項第十一号」と読み替えるものとする。

（配当等に対する所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の届出等）

第六条 租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホを除く。）から第六項まで及び第十項（第三号を除く。）から第十九項までの規定は、法第十五条第一項又は第二項の規定の適用がある外国居住者等対象配当等（対象配当等（同条第一項に規定する対象配当等をいう。次項及び第三項において同じ。）のうち、外国居住者等に係る外国（法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものをいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条第一項（第五号ホを除く。）から第三項まで、第五項及び第十項中「相手国居住者等配当等」とあるのは「外国居住者等対象配当等」と、同項（第三号を除く。）並びに同条第十三項（第一号を除く。）から第十五項まで、第十七項（第二号を除く。）及び第十八項中「相手国居住者等上場株式等配当等」とあるのは「外国居住

は「外国居住者等上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	第三項	省略	省略
省略	配当、利子、その他の所得又は譲渡収益	省略	省略
省略	対象利子	省略	省略

2

租税条約等実施特例省令第二条の二第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第九項（第四号を除く。）から第十八項までの規定は、法第十五条第三項又は第四項の規定の適用がある株主等対象配当等（対象配当等のうち、外国法人（同条第三項に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）に係る外国においてその法令に基づき当該外国法人の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十四号に規定する株主等（当該外国法人が同条第八号に規定する人格のない社団等である場合の株主等に準ずる者を含む。）である当該外国に係る外国居住者等の所得として取り扱われる部分をいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の二第一項第一号及び第三号から第七号まで（第六号ホを除く。）、第四項並びに第九項中「株主等配当等」とあるのは「株主等対象配当等」と、同項第一号、第三号、第五号及び第六号並びに同条第十二項（第一号を除く。）から第十四項まで、第十六項（第二号を除く。）及び第十七項中「株主等上場株式等配当等」とあるのは「株主等上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	省略	省略	省略
----	----	----	----

者等上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上	同上
同上	同上	配当、利子又はその他の所得	同上
同上	同上	同上	同上

2

同上

同上	同上	同上	同上
----	----	----	----

省略	第九項第一号から第三号まで、第五号及び第六号	省略	省略	省略	省略	第一項第三号から第七号まで
省略	及び当該租税条約	省略	省略	省略	租税条約の規定において	省略
省略	及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定	省略	省略	省略	外国法人に係る外国の法令に基づき	省略
省略	及び当該租税条約の規定において	省略	省略	省略	外国法人に係る外国の法令に基づき	省略

3 租税条約等実施特例省令第二条の三第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第七項から第十八項まで（第八項第四号を除く。）の規定は、法第十五条第五項又は第六項の規定の適用がある相手国団体対象配当等（対象配当等のうち、非居住者又は外国法人に係る外国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該外国において設立された団体の所得として取り扱われるものをいう。）について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の三第一項第一号から第七号まで（第六号ホを除く。）及び第十号、第四項、第七項並びに第八項中「相手国団体配当等」とあるのは「相手国団体対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十一項から第十四項まで（第十二項第一号を除く。）、第十六項（第二号を除く。）及び第十七項中「相手国団体上場株式等配当等」とあるのは「相手国団体上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	及び当該租税条約	同上	同上	同上	租税条約の相手国等	同上
同上	及び外国居住者等所得相互免除法第十五条第三項又は第四項の規定	同上	同上	同上	外国法人に係る外国	同上

3 同上

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	第一項第二号	省略	省略	省略	省略
省略	第一項第三号	省略	省略	省略	省略
省略	第十六項第三号及び第五号	省略	省略	省略	省略
第二号の租税条約の規定において	第二号の租税条約の規定において	租税条約の規定において	非居住者又は外国法人に係る外国の法令に基づき	対象配当等（外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項に規定する対象配当等をいう。以下同じ。）で	当該相手国等の
相手国団体に係る外国の法令に基づき	相手国団体に係る外国の法令に基づき	相手国団体に係る外国の法令に基づき	相手国団体に係る外国の法令に基づき	相手国団体に係る外国の法令に基づき	相手国団体に係る外国の法令に基づき

4 租税条約等実施特例省令第二条の四第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第七項から第十八項まで（第八項第四号を除く。）の規定は、法第十五条第七項又は第八項の規定の適用がある同条第七項に規定する第三国団体対象配当等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の四第一項第一号から第七号まで（第六号ホを除く。）及び第十号、第四項、第七項並びに第八項中「第三国団体配当等」とあるのは「第三国団体対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十一項から第十四項まで（第十二項第一号を除く。）、第十六項（第二号を除く。）及び第十七項中「第三国団体に係る外国の法令に基づき」とあるのは

同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上
第二号の租税条約の相手国等	第二号の租税条約の相手国等	第二号の租税条約の相手国等	第二号の租税条約の相手国等	第二号の租税条約の相手国等	第二号の租税条約の相手国等
相手国団体に係る外国	相手国団体に係る外国	相手国団体に係る外国	相手国団体に係る外国	相手国団体に係る外国	相手国団体に係る外国

「第三国団体上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	省略	第一項第三号	省略	省略	省略
省略	省略	税務条約の規定において	省略	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国の法令に基づき	省略
第十六項第三号及び第五号	第二号の租税条約の規定において	当該第三国団体上場株式等対象配当等に係る外国の法令に基づき	省略	省略	省略

5 租税条約等実施特例省令第二条の五第一項（第六号ホを除く。）から第五項まで及び第七項から第十九項まで（第九項第四号を除く。）の規定は、法第十五条第九項（法第四十二条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）又は第十項の規定の適用がある法第十五条第九項に規定する特定対象配当等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第二条の五第一項第一号から第六号（ホを除く。）まで及び第九号、第四項並びに第七項から第九項までの規定中「特定配当等」とあるのは「特定対象配当等」と、同項（第四号を除く。）並びに同条第十二項から第十五項まで、第十七項及び第十八項中「特定上場株式等配当等」とあるのは「特定上場株式等対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	省略	省略
----	----	----

5 同上

同上	同上	同上	同上	同上
第二号の租税条約の相手国等	同上	同上	租税条約の相手国等	同上
当該第三国団体上場株式等対象配当等に係る外国	同上	同上	非居住者又は外国法人に係る国以外の外国	同上

同上	同上	同上
----	----	----

第一項第三号	配当等で、当該租 税条約の規定にお いて	対象配当等（外国居住者等所得相 互免除法第十五条第一項に規定す る対象配当等をいう。以下同じ。 ）で、前号の外国の法令に基づき	省略	省略	第十七項第三 号及び第五号
第二号の租税条約 の規定において	省略	外国の法令に基づき	省略	省略	

7 6 省略

租税条約等実施特例省令第三条の規定は、外国預託証券（株主との間の株券預託契約に基づき預託を受けた株券に係る株式につき、外国において発行される当該株式に係る権利を表示する有価証券をいう。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十四条第一項に規定する剰余金の配当につき法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第三条中「法第三条の二第二項から第十一項までの」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第十五条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項の」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	省略	省略	省略	省略	
第二条から前条まで	省略	省略	省略	省略	
		外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項（第五号ホ及びへを除く。）から第四項まで、第十項（第三号を除く）	省略	省略	

7 6 同上

同上	配当等で、当該租 税条約の相手国等	対象配当等（外国居住者等所得相 互免除法第十五条第一項に規定す る対象配当等をいう。以下同じ。 ）で、前号の外国	同上	同上	同上
同上	第二号の租税条約 の相手国等	外国	同上	同上	

同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	
		外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第六条第一項において準用する第二条第一項（第五号ホを除く。）から第四項まで、第十項（第三号を除く。）か	同上	同上	



8510 省略

	<p>。 ) から第十四項まで及び第十七項から第十九項まで、同令第六条第二項において準用する第二条の二第二項 (第六号ホを除く。 ) から第三項まで、第九項 (第四号を除く。 ) から第十三項まで及び第十六項から第十八項まで、同令第六条第三項において準用する第二条の三第一項 (第六号ホを除く。 ) から第三項まで、第七項から第十三項まで (第八項第四号を除く。 ) 及び第十六項から第十八項まで、同令第六条第四項において準用する第二条の四第一項 (第六号ホを除く。 ) から第三項まで、第七項から第十三項まで (第八項第四号を除く。 ) 及び第十六項から第十八項まで並びに同令第六条第五項において準用する第二条の五第一項 (第六号ホを除く。 ) から第三項まで、第七項、第九項 (第四号を除く。 ) から第十四項まで及び第十七項から第十九項まで</p>

(割引債の償還差益に係る所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の還付請求等)

第七条 租税条約等実施特例省令第三条の四の規定は、法第十八条第一項の規定の適用がある租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益又は法第十八条第二項の規定の適用がある令第十七条第二項に規定する株主等対象償還差益について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税

8510 同上

	<p>ら第十四項まで及び第十七項から第十九項まで、同令第六条第二項において準用する第二条の二第一項 (第六号ホを除く。 ) から第三項まで、第九項 (第四号を除く。 ) から第十三項まで及び第十六項から第十八項まで、同令第六条第三項において準用する第二条の三第一項 (第六号ホを除く。 ) から第三項まで、第七項から第十三項まで (第八項第四号を除く。 ) 及び第十六項から第十八項まで、同令第六条第四項において準用する第二条の四第一項 (第六号ホを除く。 ) から第三項まで、第七項から第十三項から第十四項まで及び第十七項から第十九項まで</p>

(割引債の償還差益に係る所得税の軽減又は非課税の規定の適用を受ける者の還付請求等)

第七条 同上

条約等実施特例省令第三条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	のうち当該国との間の租税条約	省略	省略
省略	省略	のうち外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項	省略	省略

2 省略

(報酬に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出)

第九条 租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項、第五項、第六項、第九項及び第十六項の規定は、法第二十条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある同項に規定する報酬又は同条第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五項	省略	省略	省略
相手国居住者等である個人	外国居住者等である非居住者	当該相手国居住者等が固定的施設を有しないこと若し	外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項

2 同上

(報酬に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出)

第九条 租税条約等実施特例省令第四条第一項、第三項から第五項まで、第八項及び第十五項の規定は、法第二十条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用がある同項に規定する報酬又は同条第三項の規定の適用がある所得税法第六十一条第一項第十二号イに掲げる報酬について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令第四条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	当該国との間の租税条約	同上	同上
同上	同上	外国居住者等所得相互免除法第十八条第二項	同上	同上

第四項	同上	同上	同上
当該相手国居住者等が固定的施設を有しないこと若し	同上	同上	同上

	<p>くはその者が有する固定的施設に帰せられないこと、国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないこと又は国際運輸の用に供される船舶若しくは航空機において行う勤務に基因するものであることを要件とする租税の免除を定める租税条約</p>	<p>当該租税条約の効力発生の日</p>
第六項	<p>同項に規定する租税の免除を定める租税条約</p>	<p>適用開始日</p> <p>外国居住者等所得相互免除法第二十条第一項又は第三項</p>

	<p>くはその者が有する固定的施設に帰せられないこと又は国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約</p>	<p>同上</p>
第五項	<p>当該給与又は報酬の支払を受ける者が固定的施設を有しないこと若しくはその者が有する固定的施設に帰せられないこと又は国内での滞在が年間若しくは継続する十二月の期間中百八十三日若しくはそれより短い一定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約</p>	<p>同上</p>

同法	
所得税法	

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類)

第十六条 租税特別措置法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第十五号)第二十二條の十の二の規定は、令第三十條第三項において準用する租税特別措置法施行令(昭和三十一年政令第四十三号)第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	省略	省略	省略
第二号	に掲げる更正決定	省略	省略
前号の申立てに係る同条第三十一項に規定する条約相手国等(次号において「条約相手国等」という。との間の租税条約(法人税法第二条第十二号の十九ただ	又は第六十八條の八十八第二十八項第一号に掲げる更正決定	外国居住者等所得相互免除法第三十六條第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者(外国居住者等所得相互免除法第三十五條に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。)	との間の国外関連取引(法第六十六條の四第一項又は第六十八條の八十八第一項に規定する国外関連取引を

同上	定の期間を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約
同上	

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類)

第十六条 同上

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
前号の申立てに係る同条第二十五項に規定する条約相手国等(次号において「条約相手国等」という。との間の租税条約(法人税法第二条第十二号の十九ただ	又は第六十八條の八十八第二十二項第一号に掲げる更正決定	同上	同上

省略	省略	第三号	し書に規定する条約をいう。次号において同じ。）に規定する協議の対象
省略	省略	に掲げる更正決定	
省略	省略	又は第六十八条の八十八第二十八項第三号に掲げる更正決定	いう。以下同じ。）に係るもの

（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類）

第十七条 租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定は、令第三十條第二項において準用する租税特別措置法施行令第三十九條の十二の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税特別措置法施行規則第二十二條の十の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略	省略	第二号	省略
省略	省略	第六十六條の四第二十七項第一号	省略
省略	省略	第四十條の三の三第二十二項第一号若しくは法第六十六條の四の三第十四項において準用する法第六十六條の四第二十七項第一号又は法第四十一條の十九の五第十三項において準	省略

同上	同上	同上	し書に規定する条約をいう。次号において同じ。）に規定する協議の対象
同上	同上	同上	
同上	同上	又は第六十八条の八十八第二十二項第三号に掲げる更正決定	同上

（外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合等の納税の猶予の特例に係る納税の猶予の申請書類）

第十七条 同上

同上	同上	同上	同上
同上	同上	第六十六條の四第二十一項第一号	同上
同上	同上	第四十條の三の三第十六項第一号若しくは法第六十六條の四の三第十四項において準用する法第六十六條の四第二十一項第一号又は法第四十一條の十九の五第十三項において準用	同上

	省 略	前号の申立てに係る 同条第三十一項に規 定する条約相手国等 (次号において「条 約相手国等」という 。)との間の租税条 約(法人税法第二条 第十二号の十九た だし書に規定する条 約をいう。次号にお いて同じ。)に規定す る協議の対象
用する法第四十条の三の三第二十二 項第一号、法第六十七条の十八第十 三項において準用する法第六十六条 の四第二十七項第一号若しくは法第 六十八条の百七の二第十三項におい て準用する法第六十八条の八十八第 二十八項第一号	省 略	外国居住者等(外国居住者等所得相 互免除法第二条第三号に規定する外 国居住者等をいう。以下同じ。)の 所得税法第六十一条第一項第一号 に規定する事業場等若しくは法人税 法第三十八条第一項第一号に規定 する本店等と国内事業所等(外国居 住者等所得相互免除法第二条第六号 に規定する国内事業所等をいう。以 下同じ。)との間の所得税法第六 十一条第一項第一号若しくは法人税 法第三十八条第一項第一号に規定 する内部取引又は居住者の所得税法 第九十五条第四項第一号に規定する 事業場等若しくは内国法人の法人税 法第六十九条第四項第一号に規定す る本店等と所得税法第九十五条第四 項第一号若しくは法人税法第六十九 条第四項第一号に規定する国外事業 所等(外国居住者等所得相互免除法 第二条第三号に規定する外国に所在 するものに限る。以下同じ。)との 間の所得税法第九十五条第四項第一

	同 上	前号の申立てに係る 同条第二十五項に規 定する条約相手国等 (次号において「条 約相手国等」という 。)との間の租税条 約(法人税法第二条 第十二号の十九た だし書に規定する条 約をいう。次号にお いて同じ。)に規定す る協議の対象
する法第四十条の三の三第十六項第 一號、法第六十七条の十八第十三項 において準用する法第六十六条の四 第二十一項第一号若しくは法第六 八条の百七の二第十三項において準 用する法第六十八条の八十八第二十 二項第一号	同 上	同 上

省略	省略	第六十六條の四第二十七項第三号	省略	号若しくは法人税法第六十九條第四項第一号に規定する内部取引に係るもの
省略	省略	第六十六條の四の三第十四項において準用する法第六十六條の四第二十七項第三号又は法第六十七條の第十八項第三項において準用する法第六十六條の四第二十七項第三号若しくは法第六十八條の百七の二第十三項において準用する法第六十八條の八十八第二十八項第三号	省略	

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第二十一条

租税条約等実施特例省令第十六條の十二第一項(第一号に係る部分に限る。)から第四項までの規定は法第四十一條の二第一項(令第三十三條の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六條の十二第五項の規定は報告金融機関等(法第四十一條の二第一項に規定する報告金融機関等をいう。次項において同じ。)が法第四十一條の二第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して報告事項(同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。)を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続について、租税条約等実施特例省令第十六條の十二第六項の規定は同号に規定する総務省令、財務省令で定める方法について、同条第七項の規定は法第四十一條の二第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用

同上	同上		同上	
同上	同上	第六十六條の四第二十一項第三号	同上	
同上	同上	第六十六條の四の三第十四項において準用する法第六十六條の四第二十一項第三号又は法第六十七條の第十八項第三項において準用する法第六十六條の四第二十一項第三号若しくは法第六十八條の百七の二第十三項において準用する法第六十八條の八十八第二十二項第三号	同上	

の媒体について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十二第二項第一号中「報告対象契約（法第十条の六第一項）とあるのは「報告対象契約（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第一項」と、同号ハ中「法第十条の六第二項第一号」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項第一号」と、同条第六項中「報告事項」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第二項に規定する報告事項」と読み替えるものとする。

2 租税条約等実施特例省令第十六条の十三第一項の規定は報告金融機関等が法第四十一条の二第一項の規定により報告事項を提供した場合について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は法第四十一条の二第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項について、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第三項の規定は法第四十一条の二第四項に規定する総務省令、財務省令で定める日について、それぞれ準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第十六条の十三第二項第三号中「報告事項」とあるのは、「報告事項（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項をいう。以下この号において同じ。）を」と読み替えるものとする。

## 附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条の表の改正規定、第十七条の表第二号の項の改正規定（「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分を除く。）及び同表第三号の項の改正規定 平成三十二年四月一日

二 第十七条の表第二号の項の改正規定（「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分に限る。）

平成三十三年一月一日